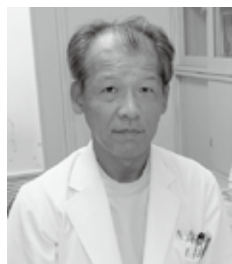


# 最近の医療保険制度あれこれ



西条市医師会広報部  
飯尾皮フ科泌尿器科  
飯尾昭三

が詳しく分かる一方で、治療している病気について、例えばがんの治療や検査を受けているといったことまで記載されていますので、他人に個人情報が漏れないような注意が必要で、医療機関で受け取った明細書はなくさず家にとって帰りましょう。

病院や医院にかかるときに使われる医療保険の仕組みは2年ごとに変更されています。今回は知っておきたい、いくつかの話についてお話ししたいと思います。

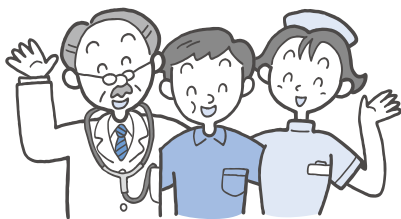
## 診療明細書

今年の8月から、一部の医療機関（診療費計算にパソコンを使わない医療機関等）を除き、「診療明細書」を発行することが義務づけられました。診療明細書には診察料や検査料、薬剤の名称などと、診療点数（1点が10円）が書かれています。どういった医療を受けたか

病医院に定期的に通院しているなど、診療の内容が分かっているなど、明細書が不要な場合は受付で不要であることをおっしゃっていただければ、紙やインクなどの資源節約になります。

## 入院中の他科受診

何か新しく病気になって、普段かかりつけの病医院以外の医療機関に入院することは珍しくないでしょう。例えば内科で高血圧の治療をしている人が骨折で整形外科に入院したというような場合です。こうした場合、従来は入院している病院から外出して診察



を受けるとか、家族の方がお薬を受け取りに行くということも少なくありませんでした。この4月からは、入院中の患者さんが他の医療機関で治療を受けたり、薬を受け取ったりすることは原則的に禁止されました。黙って治療を受けた場合には、治療費が保険からは支払われないというようなことも起こりえます。やむを得ない場合でも、医師の紹介状等が必要です。

入院した場合には、必ず医師や看護師等に現在かかっている病気と薬についてお話ししていただけだと思います。

## ジェネリック医薬品

近頃テレビの宣伝とかでも「ジェネリック医薬品」という言葉をよく聞かれるかと思いますが、薬品を開発したメーカーが作る「先発医薬品」に対し、その特許が切れてから別のメーカーで作られる同成分のお薬のことです。

先発医薬品の3割引以下の値段に決められますので、お薬代は安くなるし、大きな目で見ると国民医療費も少なくて済むことになるのですが、成分は同じでも添加物や製造方法によって効き目が異なるという専門家もいます。

かかりつけの医師や薬剤師によく相談してから選択するのがよろしいでしょう。もちろん最近発売された新しい薬にはジェネリック医薬品はありません。

## お薬の紙、お薬手帳、保険証

病医院や薬局でお薬と一緒に、薬の名前や飲み方、効能、副作用等を書いた紙や手帳をもらうことがあるかと思いますが、お薬は正しい飲み方をし

ないと、きちんとした効果が出ませんし、副作用の危険も増加します。最近は何れかの病医院で治療を受けられる方も多くなり、薬同士の飲み合わせにも注意が必要です。

私の診療科でも、水虫の薬と一部の胃薬を一緒に飲んだらいけないとか、前立腺肥大症の薬を飲んでいると白内障の手術に影響することがあるとか、思いがけないケースも少なくありません。

逆に、新しい薬をもらったときに今まで飲んでいた薬を自己判断で中断するケースもあります。これも危険なことですので注意しましょう。

お薬の紙やお薬手帳は大事に保存し、病医院を受診する際には必ず保険証等と一緒に見せていただければと思います。保険証は月に一度は確認する決まりになっていますので、ご協力をよろしくお願ひします。



薬局

会計

当番病医院

広報さいじょう

2010 9月号